

令和7年度 厚生労働省委託事業

過重労働解消のための

セミナーテキスト

インターバル制度や
IT活用など、明日から
使える事例や法令を
学べる!



記載例

5-8 年次有給休暇（2）

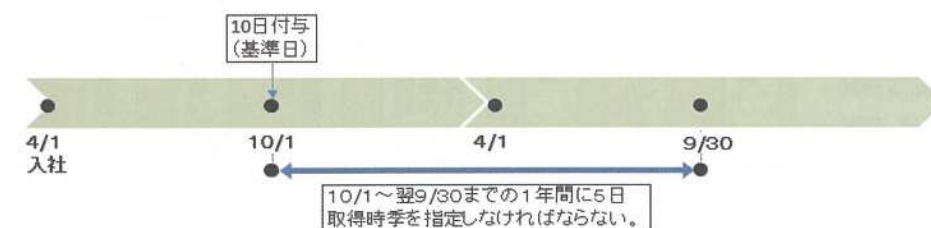
年間5日の時季指定

- 年次有給休暇が年10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、そのうちの年5日について使用者が時季を指定して取得させることを義務付け。
- 年次有給休暇の比例付与対象者は、新たに10日以上付与するに至った場合に適用。
- 基準日から1年以内に付与しなかった場合は、30万円以下の罰金。

実際に送検される案件が出てきている。



(例) 4/1入社の場合



留意点

- 時季指定に当たっては、労働者の意見を聞き、尊重するように努める。
- 5日を超える時季指定はできない。
- 労働者が時季指定した日数は、5日から控除。
- 半日単位での年次有給休暇の取得は、時季指定の対象として差し支えない。

43

5-9 副業・兼業の留意点（2）

労働時間の通算

- 副業・兼業を行う労働者を使用する全ての使用者は、労働時間を通算して管理する必要がある。
- 労働時間の通算は、自社の労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行う。
- 副業・兼業の開始前に、自社の所定労働時間と他社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分は後から契約した会社の時間外労働時間となる。
- 副業・兼業の開始後に、所定労働時間の通算に加えて、自社の所定外労働時間と他社の所定外労働時間を、所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合に、その部分が時間外労働となる。

健康管理

- 副業・兼業を認めている場合、健康保持のため自己管理を指示し、心身の不調があれば相談を受けることを伝える等健康確保に資する措置を実施することが適当。
- 使用者の指示により副業・兼業を開始した場合
 - ・他社との情報交換（それが困難な場合は労働者からの申告）により他社の労働時間を把握し、自社の労働時間と通算した労働時間に基づき健康確保措置を実施。
 - ・他社との間で、労働の状況等の情報交換を行い、それに応じた健康確保措置に関する協議を実施。

45

5-9 副業・兼業の留意点（1）

労働時間以外の時間の利用は、基本的には労働者の自由。
事業主は、原則、副業・兼業を認める方向での環境整備が求められる。

！ 長時間労働とならないよう、労働時間管理・健康管理が必要

労働時間管理

労働者が事業主を異にする複数の事業場で労働する場合、労働時間を通算して管理することが必要。

- 労基法の労働時間規制が適用される労働者に該当する場合に、労働時間が通算される。（事業主、委任、請負など労働時間規制が適用されない場合には、その時間は通算されない）
- 法定労働時間・上限規制（単月100時間未満、複数月平均80時間以内）について、労働時間を通算して適用される。
- 労働時間を通算して法定労働時間を超える場合、長時間の時間外労働時間とならないことが望ましい。

副業・兼業の確認

- 使用者は、労働者からの申告等により、副業・兼業の有無・内容を確認する。
- 使用者は、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましい。

44

5-9 副業・兼業の留意点（3）

労働時間通算の具体例

労働時間の通算のポイント

- 使用者は、労働者の自己申告などで、副業・兼業先での労働時間を把握し、自社での労働時間と足し合わせます。
- 副業・兼業先での労働時間を自社での労働時間と合わせた結果、自社での労働が、1週40時間または1日8時間を超える法定時間外労働に当たる場合、36協定の締結、届出、時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要になります。

ステップ①：所定労働時間の通算

□ 所定労働時間は、契約の先後の順に通算します。

■ 使用者A⇒先契約、使用者B⇒後契約とした事例の場合

所定労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
通算順①：使用者A	5時間	5時間		5時間	5時間
通算順②：使用者B	4時間	2時間	4時間	2時間	4時間
所定労働時間の通算	9時間	7時間	4時間	7時間	9時間

⇒ 通算の結果、月曜、金曜で、使用者Bの所定労働時間のうち1時間が法定労働時間（1日8時間）を超えており、法定外労働に該当します。

ステップ②：所定外労働時間の通算

□ 所定外労働時間は、実際に所定外労働が行われた順に通算します。

■ ステップ①の事例で、使用者A⇒先労働、使用者B⇒後労働とし、労働者の実際の労働時間が以下の場合

所定労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
通算後の所定労働時間(②)	9時間	7時間	4時間	7時間	9時間
所定外労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
通算順③：使用者A		1時間		2時間	
通算順④：使用者B		1時間			
1日の労働時間の通算(②+③+④)	9時間	9時間	4時間	9時間	9時間
法定外労働時間	1時間	1時間		1時間	1時間

⇒ 通算の結果、火曜では、使用者Bの所定外労働1時間が、木曜では使用者Aの所定外労働のうち1時間が、それぞれ法定労働時間（1日8時間）を超えた労働に当たり、法定外労働に該当します。

46